

令和8年度

特殊詐欺対策装置 購入費補助金



高齢者をねらった特殊詐欺
被害が多発しています！



被害の未然防止を図るため、65歳以上の高齢者が「特殊詐欺対策装置」を購入する場合、その費用の一部を補助します。

- **対象者** 市内に在住し、令和8年度中に満65歳以上となる方
※申請は1世帯につき1回限り
- **補助額** 購入費用(税込)の2分の1
(上限5,000円まで、10円未満切り捨て)
※ポイント・割引等の使用分を差し引いた金額
- **申請期間** 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

申請
の
流
れ

1

補助対象の特殊詐欺対策装置を購入

- 購入する店舗に指定はありません。
(インターネット通販も可)
ただし、必要書類(裏面)の記載された領収書等の提出が必要です。
- 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに購入したものが対象となります。
※装置は補助金の対象になるか不明な時は市民活動課までお問合せください。

2

必要書類等を
尾張旭市役所市民活動課に提出

令和9年3月31日までに
提出してください。

(窓口、インターネット申請、郵送)
※郵送の場合は必着



【問い合わせ先】 尾張旭市役所 市民活動課 交通防犯係
TEL 0561-76-8128

補助対象装置 (次のいずれかの装置)



① 自動通話録音装置

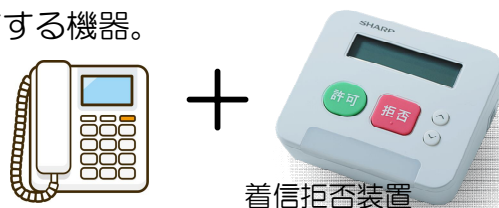
固定電話に取り付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器。



通話録音装置

② 着信拒否装置

固定電話機に取り付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器。



着信拒否装置

③ 固定電話機

通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機(公財)全国防犯協会連合会の優良防犯電話推奨品をご参考ください。

<http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>

※ 優良防犯電話推奨品にはスマートフォン及び携帯電話(ガラケー)が含まれますが、これらの機器は対象外となります。

通話録音機能付
着信拒否機能付



購入予定のものが補助対象の機器であるか不明の場合は、事前にご相談ください。

申請書および必要書類等

(申請は1世帯1台限り)

- ① 交付申請書兼誓約書兼実績報告書
- ② 代金の支払手続きが完了したことを証する書類(領収書等の写し)
- ③ 設置等を含む場合、内訳が分かる明細書の写し(該当者のみ)
- ④ カタログ等、特殊詐欺対策装置の機能が確認できるもの
- ⑤ 請求書(申請時に提出も可能です。)
- ⑥ 振込先銀行口座通帳の表紙の写し
(金融機関名、口座番号及び口座名義が記載されているもの)

※ ①、⑤は市民活動課窓口又は市ホームページから入手できます。

市ホームページはこちら

